

個人情報保護ワンポイント講座

～えっ!本当に必要? 身元確認編～

Q.ある貴金属店で、分割払いにより腕時計を買うことにしました。分割払いの契約書を書いた後、店の人から身元確認のために運転免許証をコピーさせてほしいと言われました。この場合、コピーが必要なのでしょうか。



A.「個人情報保護法」では、事業者が個人情報の利用目的を特定し、本人に通知することを義務づけ、その目的以外での個人情報の収集や利用などを禁止しています。まず、コピーの利用目的を店の人に聞き、本当にコピーが必要かどうかを確認することが大切です。このケースでは、契約書の住所・氏名と本人の確認が目的なので、運転免許証の提示で十分可能で、コピーは不要だと思われます。



コピーが必要な場合でも、ここに気をつけて!

免許証などをコピーする場合、本籍など利用目的に不必要な個人情報をあらかじめ隠しておくことで、目的外利用や情報漏洩の危険を減らすことができます。

**むやみに個人情報は提供しないこと!
自分の個人情報は自分で守りましょう。**

問合せ先 県庁県民室 ☎0857-26-7753
消費生活センター ☎0859-34-2648